

第19回 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会

日時 令和5年8月17日(木) 14:00~16:00

場所 市庁舎27階共用会議室S03(オンライン会議)

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 部会長等の選出について(資料1)
- (2) 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について(資料2)
- (3) 第11回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について(資料3~5)
- (4) 第11回横浜・人・まち・デザイン賞の応募状況(資料6)
- (5) その他(資料7)

3 閉会

資料

- (資料1) 横浜市地域まちづくり推進条例等(抜粋)
- (資料2) 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について
- (資料3) 第11回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について
- (資料4) 第11回横浜・人・まち・デザイン賞のスケジュール
- (資料5) 様式等
- (資料6) 第11回横浜・人・まち・デザイン賞応募一覧
- (資料7) 募集・広報の実施について
- (参考資料1) 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱
- (参考資料2) 横浜まちづくり顕彰事業実施要綱
- (参考資料3) 横浜まちづくり顕彰事業実施細目

■横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会委員 名簿

令和5年8月時点

	氏 名	現 職	
委員	かたおか きみかず 片岡 公一	(株)山手総合計画研究所代表取締役	指名委員
	かとう こうすけ 加藤 功甫	特定非営利活動法人 Connection of the Children 代表理事	専門委員
	たかむら のりこ 高村 典子	市民（公募委員）	指名委員
	たなべ ひろこ 田邊 寛子	まちひとこと総合計画室代表	専門委員
	むろた まさこ 室田 昌子	東京都市大学名誉教授	指名委員

(五十音順、敬称略)

事務局	さかきばら じゅん 榑原 純	都市整備局地域まちづくり部長
	むらせ りょうじ 村瀬 亮二	同 地域まちづくり課担当課長
	おおたけ よういち 大嶽 洋一	同 地域まちづくり課担当係長

横浜市地域まちづくり推進条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、市民等及び横浜市(以下「市」という。)が協働して行う地域まちづくりに関し、市民等及び市の責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関する施策の基本的事項を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内において、居住する者、事業を営む者、土地、建物等を所有する者又は地域まちづくりに関する活動を行う者をいう。
- (2) 地域住民等 地域において、居住する者、事業を営む者又は土地、建物等を所有する者をいう。
- (3) 地域まちづくり 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組をいう。

(基本理念)

第3条 市民等は、身近な地域において、健康で文化的な生活を営み、創造的な活動を行うため、この条例の定めるところにより、地域まちづくりに参画する権利及び責務を有する。

- 2 地域まちづくりにおいては、市民等の主体的な取組が尊重されなければならない。
- 3 地域まちづくりは、市民等及び市の信頼、理解及び協力に基づき取り組まれなければならない。

(表彰)

第15条 市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。

(地域まちづくり推進委員会)

第16条 市長の諮問に応じ、地域まちづくりに関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市地域まちづくり推進委員会を置く。

- 2 推進委員会は、地域まちづくりの推進に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

横浜市地域まちづくり推進条例施行規則(抜粋)

(会議)

第22条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、推進委員会の招集は、市長が行う。

- 2 推進委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第23条 推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員及び次条第2項の規定に基づき市長が任命する専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員及び専門委員の互選によって定める。
- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員又は専門委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第24条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

(委員及び専門委員の守秘義務)

第25条 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱(抜粋)

(設置)

第1条 横浜市地域まちづくり推進条例(平成17年2月25日横浜市条例第4号。以下「条例」という。)第15条に規定する表彰について審議するため、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則(平成17年9月15日横浜市規則第113号。以下「規則」という。)第23条に基づき、横浜市地域まちづくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)に表彰部会を置く。

(所掌事務)

第2条 表彰部会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 条例第15条に基づく表彰案件の選考に関すること。
- (2) その他表彰の実施に必要な事項に関すること。
- 2 表彰部会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

(表彰部会の組織)

第3条 表彰部会は、推進委員会の委員長が指名する委員及び市長が任命する専門委員5人以内をもって組織する。

(部会長及び職務代理者)

第4条 表彰部会に、部会長及び職務代理者1人を置く。

- 2 部会長は、表彰部会を代表し、会務を総理する。
- 3 職務代理者は、部会長の指名によって定める。
- 4 職務代理者は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

■横浜・人・まち・デザイン賞の概要について

地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを推進する目的で、昭和 60 年から「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜まちなみ景観賞」を実施し、平成 11 年度からは「横浜・人・まち・デザイン賞（まちづくり活動部門、まちなみ景観部門）」に統合し、3 回実施しました。その後、両部門の根拠となる条例制定の検討に伴い募集を休止していましたが、条例の制定・関連要綱の施行を受けて、平成 20 年度に、5 年ぶりに再開しました。

「横浜・人・まち・デザイン賞」は隔年で行われており、魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動を対象とした「地域まちづくり部門」と都市景観の創造や保全に寄与したまちなみを構成する建築物等を対象とする「まちなみ景観部門」の 2 部門について実施しています。市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて市長が表彰を決定しています。

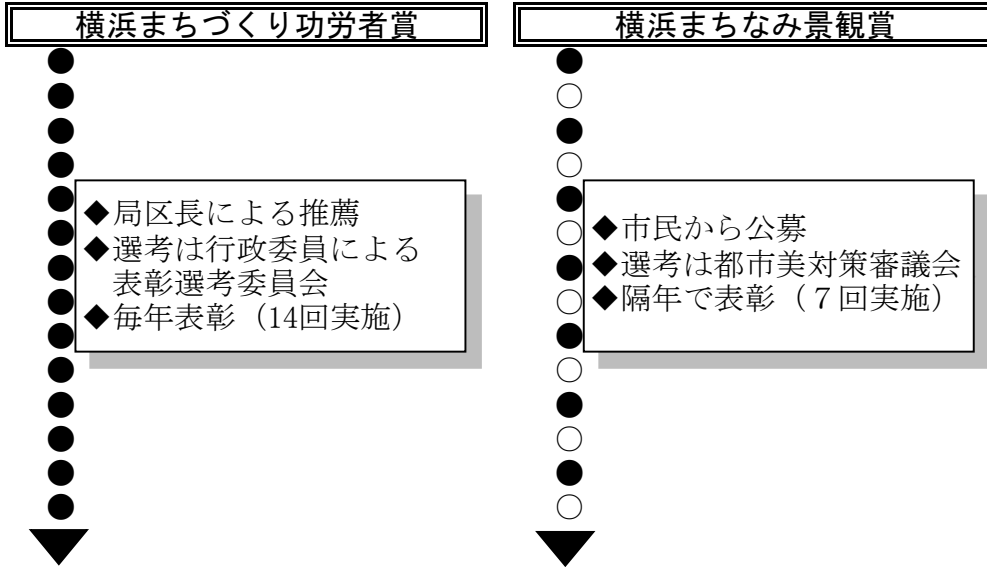
【地域まちづくり部門】

根拠 法令等	(横浜市地域まちづくり推進条例第 15 条) 市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。
顕彰 対象	(横浜まちづくり顕彰事業実施要綱第 2 条第 1 項第 2 号) ○地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、 <u>横浜市内において横浜市地域まちづくり推進条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する地域まちづくり</u> で、概ね 3 年以上の取組実績のあるもの ※地域まちづくり推進条例第 2 条第 1 項第 3 号 地域まちづくり 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う <u>市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は保全の取組</u> をいう。 (横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 2 条) ○顕彰対象は、原則として民間のものとする。 ○次については顕彰対象から除外する。 ・過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの ・法令、例規等に違反しているもの ・その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの
表彰 対象	(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 5 条) ○表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。 ・横浜市地域まちづくり推進条例第 2 条第 1 項に規定する <u>地域まちづくり活動の主体である団体【本賞】</u> 及び当該活動を支援した個人または団体 <u>【支援賞】</u>
選考 基準	(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 3 条第 2 項) ○地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。 ・地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動 ・熱意を持って主体的に取り組まれている活動 ・多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動 ・活動の独創性、地域資源（人、空間など）を生かした活動 ・継続性・発展性・波及効果が見られる活動

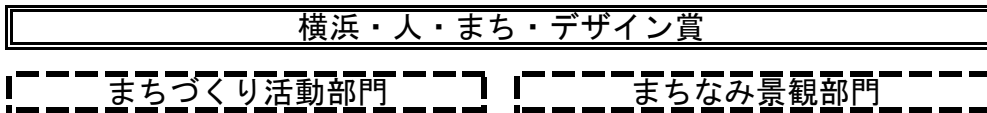
横浜まちづくり顕彰事業の推移

※ ●: 募集年度

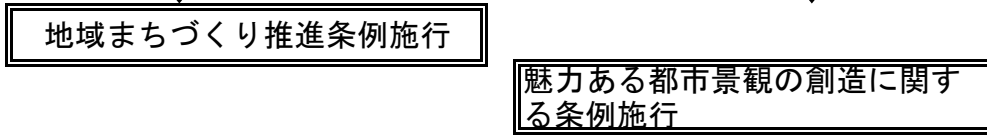
昭和60年度
61年度
62年度
63年度
平成元年度
2年度
3年度
4年度
5年度
6年度
7年度
8年度
9年度
10年度



《まちづくりに関する2つの賞を整理統合し、21世紀の横浜のまちづくりに結びつく事例をより積極的に評価していくよう見直し》



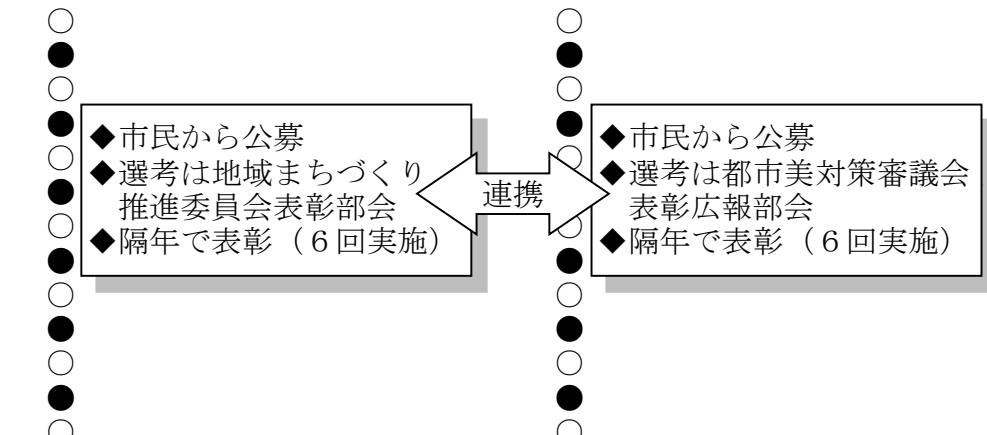
11年度
12年度
13年度
14年度
15年度
16年度



《各部門について、根拠条例が制定されたことをふまえ見直し》

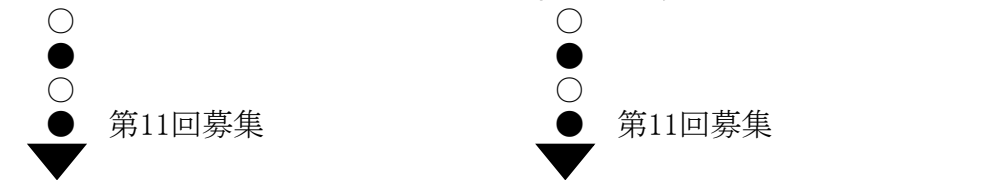


19年度
20年度
21年度
22年度
23年度
24年度
25年度
26年度
27年度
28年度
29年度
30年度
令和元年度



<新型コロナウイルス感染症の影響により募集を1年見送り>

2年度
3年度
4年度
5年度



■第10回横浜・人・まち・デザイン賞の実績

(1) 応募期間

令和3年5月1日～6月30日

(2) 応募状況

地域まちづくり部門：23通（選考対象19件）

まちなみ景観部門：90通（選考対象79件）

(3) 顕彰及び表彰の選考案件

ア 地域まちづくり部門：6件（主体である団体：6、活動を支援した個人または団体：20）

イ まちなみ景観部門：7件

(4) 表彰式

令和4年5月23日（横浜市庁舎31階レセプションルーム）

応募方法		応募を知った場所	
ハガキ	7	市役所	5
電子申請	8	区役所	3
庁内推薦	8	その他公共施設	3
計	23	新聞・雑誌	2
推薦方法		ホームページ	4
自薦	9	友人・知り合いから	1
他薦	14		

第10回横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門受賞事例

		
<p>▲みんなでつくるコミュニティ農園「ミソノガーデン」 (鶴見区獅子ヶ谷及び港北区師岡町)</p>	<p>▲地域の多職種連携による見守りネットワーク事業 (鶴見区下末吉を中心とした周辺地域)</p>	<p>▲お年寄りにやさしい街 六角橋～オレンジプロジェクト～ (六角橋地区を中心とした神奈川区全域)</p>
		
<p>▲美しが丘100段階プロジェクト (青葉区美しが丘1～3丁目)</p>	<p>▲地域で子どもを育てる～子どもの体験活動と大人の学び支援～ (青葉区全域)</p>	<p>▲こどもたちの手で大人と一緒に住み続けられるまちづくり (横浜市を中心に神奈川県全域)</p>

■第10回表彰式の様子（令和4年5月23日 横浜市庁舎31階レセプションルーム）



▲記念写真（地域まちづくり部門）



▲平原副市長からの表彰状授与



▲受賞団体の報道対応の様子

■第10回人・まち・デザイン賞 巡回パネル展（令和4年7月～9月）

表彰式の際に使用した受賞作品を紹介するパネルを区役所で展示しました。



▲神奈川区



▲鶴見区

第 11 回 横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門の進め方

応募期間	令和 5 年 5 月 1 日～6 月 30 日（2 か月間）
顕彰対象 (募集対象)	<p>(横浜まちづくり顕彰事業実施要綱第 2 条第 2 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 横浜市内における<u>地域まちづくり</u>であること。 <p>【横浜市地域まちづくり推進条例第 2 条第 1 項第 3 号】</p> <p><u>地域まちづくり</u> 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は保全の取組をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● おおむね 3 年以上の取組実績があること。 <p>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 2 条第 2 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次については顕彰対象から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの ➢ 法令、例規等に違反しているもの ➢ その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの
表彰対象	<p>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 5 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域まちづくり活動の主体である団体【本賞】 ● 活動を支援した個人または団体【支援賞】
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募はがき、又はウェブページからの電子申請による応募 ● 自薦、他薦は不問、複数の応募も可
選考基準	<p>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 3 条第 2 項) ※</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動 ② 熱意を持って主体的に取り組まれている活動 ③ 多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動 ④ 活動の独創性、地域資源（人、空間など）を生かした活動 ⑤ 継続性・発展性・波及効果が見られる活動 <p>※ 第 11 回デザイン賞の募集に向けて、「より市民にわかりやすい審査基準」となるように第 18 回表彰部会等で意見交換を行い、横浜まちづくり顕彰事業実施細目を改正（R5. 4. 3）</p> <p>旧 選考基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公共性（地域社会への貢献）が評価されるもの ② 積極性が評価されるもの ③ 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの ④ 今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの ⑤ 創意工夫が評価されるもの

＜選考方法＞二段階選考

※資料5「様式等」と併せてご覧ください。

1 募集【5月～6月（完了）】

現時点の結果 応募件数：31件 対象案件数：29件（自薦・他薦含む）

2 部会委員への情報提供【第19回表彰部会（8月17日）】

- ・ 両部門（地域まちづくり部門、まちなみ景観部門）の応募状況について、部会委員に情報提供します。【本日】

※応募の部門に疑義がある案件については、事務局から推薦者に確認のうえ、事務局で部門の振り分けを行います。

3 書類による活動調査結果の委員への共有等【9月上旬】

- ・ 一次選考に向け、活動団体及び関係区局に活動状況について調査を実施します。
- ・ 団体が調査票A資料5-1、関係区局が照会票資料5-2を作成します。
- ・ 調査票A、照会票を部会の委員にメール及び紙媒体で共有します。

4 一次選考【9月～10月】

- ・ 各委員は、調査票A及び照会票により、3段階評価資料5-3で採点し、採点結果を事務局にメールで送付します。
- ・ 事務局は、委員からの採点結果を集計。採点の合計から 10団体程度の選考案を作成し、委員あてにメールで共有します。
- ・ 各委員は、選考案についてメールで意見交換し、一次選考結果を確定させます。

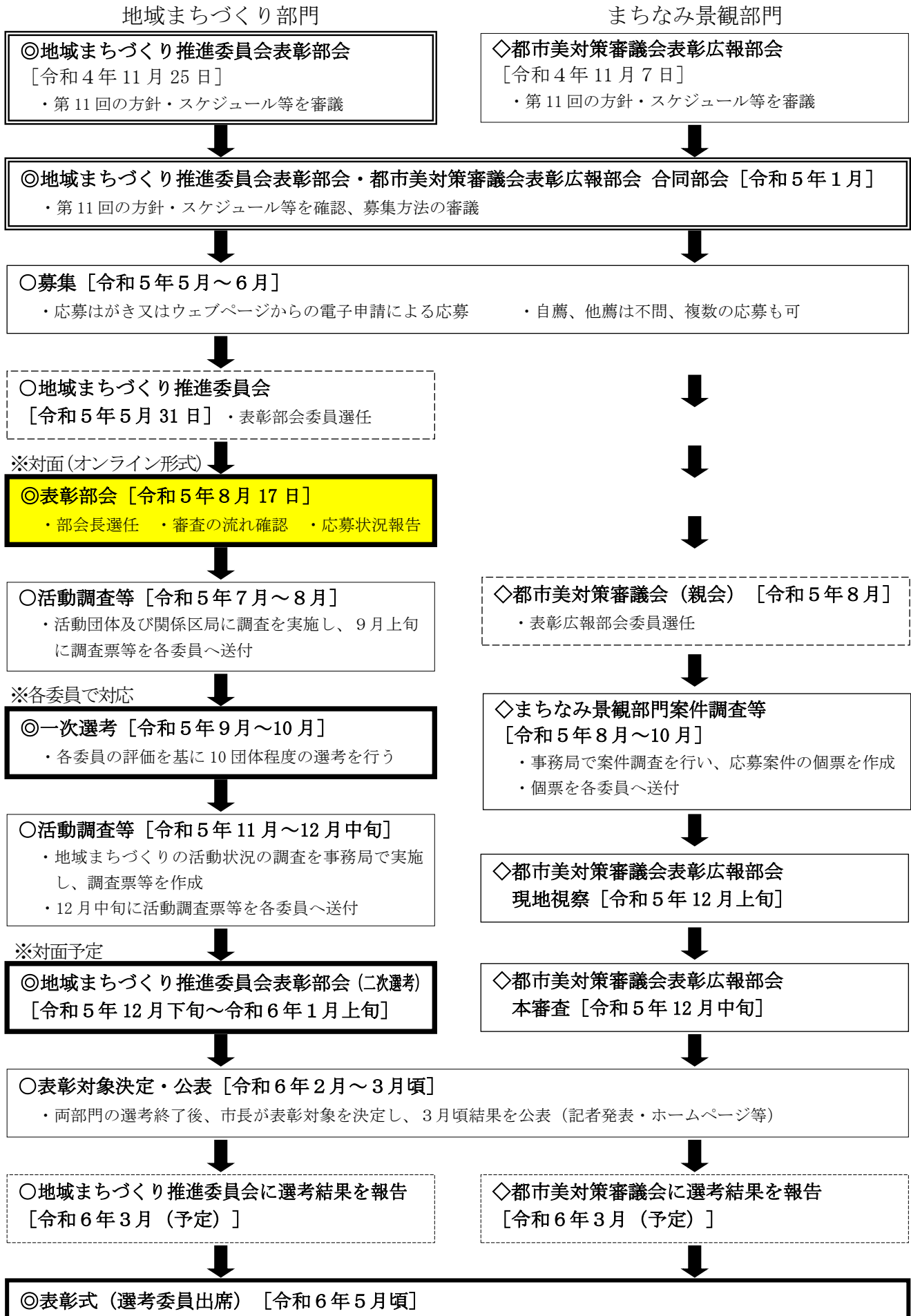
※なお、一次選考結果が確定しない場合は、部会長と事務局で調整した結果について、各委員に共有し、一次選考結果を確定させます。

5 ヒアリングによる活動調査等【11月～12月】

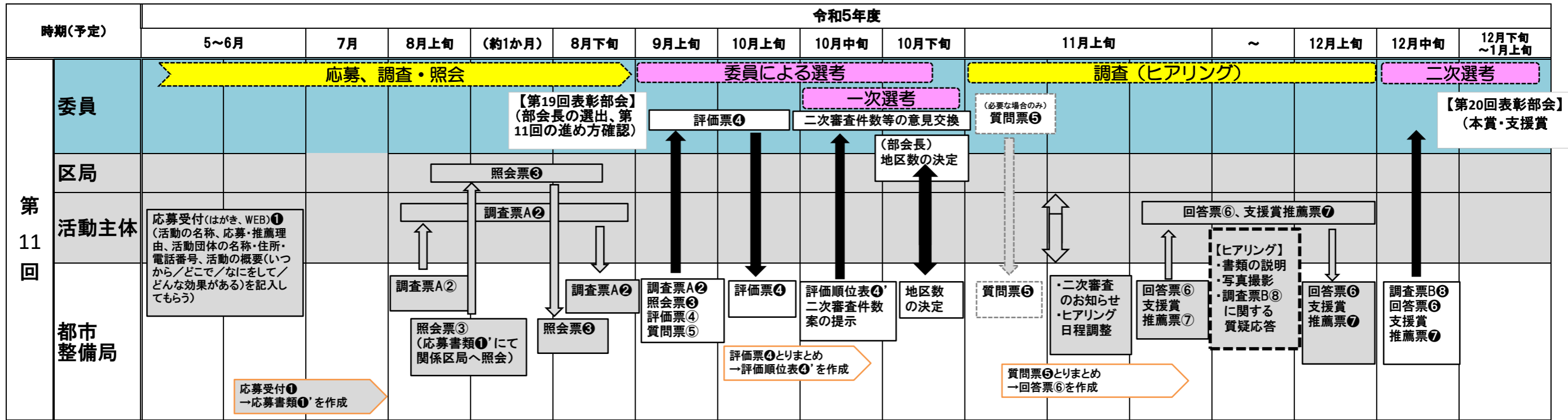
- ・ 事務局が団体へ調査票B資料5-4に記載の共通項目に沿ってヒアリング調査等を行います。なお、委員から団体への個別等の質問がある場合は、事前に事務局にご連絡ください。
- ・ 併せて、事務局が支援賞対象案件の調査を実施します。（支援賞推薦票資料5-5（団体作成）に基づき調査）

6 表彰部会による二次選考【12月下旬～1月上旬】

- ・ 審査資料及びヒアリング内容を共有した後、委員の意見交換により審議を進めます。
- ・ 委員一人5票を限度に投票し、委員の過半数の得票（3人以上の支持）がある活動を表彰対象として選考します。（6団体程度を選考）資料5-6
- ・ 併せて、顕彰対象の活動を支援した個人又は団体について、支援賞として選考します。



第11回 横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール詳細



※3ページ以内でまとめてください。パソコンで作成する場合は、文字フォントはMS明朝で10.5ポイント以上としてください。活動に関する資料（活動写真や団体が発行しているニュース等）をA4サイズで4ページ（両面の場合は2枚）まで添付することができます。

■応募・推薦された活動について ※応募書類の内容を踏まえて記入してください。

活動名	〇〇〇町での買い物サポートお助け隊	
活動の区域	〇〇〇区 〇〇〇町1-2-3 (〇〇〇周辺)	
現在の活動者数	〇人 (主要メンバー〇〇人、サポーター (〇〇人))	
活動実績		
活動開始年月	平成28年4月	参加者数 発行部数等
これまでの主な 地域まちづくり 活動実績 (イベント等を開催した場合は概ねの参加者数(主催者と来場者の人数がそれぞれわかるように記載ください)と参加の呼びかけをした範囲、広報誌等を発行した場合は発行部数も記入) ※なお、選考対象は概ね3年以上の取組実績がある活動です。 (選考基準⑤※次ページ欄外参照)	(活動開始から令和2年度まで) ・平成28年4月、子育てサークルを結成 ・平成29年8月、△△△ケアプラザと、子育て世代や高齢者にとって住みやすいまちづくりの勉強会 ・平成30年8月、〇〇町の空き家を借りて、活動拠点を開設 ・平成31年4月～、半年ごとに区域全域にニュースを配布(町内会配布) ・令和2年12月、町内クリーンアップイベント開始	・メンバー〇人 ・参加者〇人 主催者〇人 ・350部 ・参加者〇人 主催者〇人
	(令和3年度) ・4月、買い物困難な高齢者向けアンケート ・8月、買い物サポーター制度開始 ・11月、町内クリーンアップイベントを実施	・回収〇部 ・利用登録〇人 サポーター〇人
	(令和4年度) ・11月、〇〇公園でクリーンアップイベント(人数を制限しながら実施) ・2月、川柳コンテストを実施(オンライン)	・参加者〇人 ・応募〇通(〇人)
令和5年度の活動予定		
(毎週や毎月の定例の活動やその他イベントなど、時期・場所・内容等について記載ください)		
・4月から週2回程度、買い物サポーターによる高齢者の買い物支援活動を実施する。 ・10月、ZOOMでコミュニケーションイベントを実施する。(高齢者の元気確認、要望把握の機会) ・2月、買い物サポート隊の周知活動の一環として、〇〇町内会内で朝市を実施予定。		

<p>活動の目標や理念等を教えてください</p> <p>・子どもから高齢者まで楽しく助け合うことで、住みやすい町をつくる</p>	
<p>活動を始めたきっかけ(動機・背景)を教えてください</p> <p>高齢化や核家族化の影響もあり、隣近所で助け合う機会も減ってきたが、東日本大震災をきっかけにいざという時に助け合える、まちの人の顔が見える関係をつくりたいと思い、子育て中のママを中心としたサークルを立ち上げた。当初は、ケアプラザで活動していたが、地域の空き家を借りて、そこを拠点とした。</p>	
<p>課題解決に向けて、積極的に取り組んだことについて教えてください(選考基準②※)</p>	<p>・サークルでは、子育て世代だけでなく、高齢者とのつながりを持ちたいと考え、地域のケアプラザと連携しながら、高齢者の困りごとや声を聞き、買い物支援や家の中の困り事を助ける活動を行った。</p> <p>・孤食をなくしたいという思いから、週1回、みんなで集まってご飯を食べている。</p>
<p>活動する上で、工夫していることについて教えてください(選考基準④※)</p>	<p>・楽しんで活動できるように、ハロウィンやクリスマスなどの季節のイベントも行っている。</p> <p>・川柳コンテストでは、高齢者だけでなく、小学生を含む200以上の作品の応募があった。</p>
<p>地域住民や関連団体との関わりについて教えてください(選考基準③※)</p>	<p>・〇〇町内会に協力してもらい、活動ニュースを配布してもらっている。</p> <p>・〇〇町内会と一緒に、お祭りや季節のイベントを行っている。</p> <p>・〇〇公園の愛護会と一緒に、公園の清掃や樹木の植樹を実施している。植樹の際は、〇〇中学校の生徒も参加している。</p>
<p>活動による成果について教えてください(選考基準①※)</p>	<p>・住民同士の支え合いを取り戻すきっかけになった。</p> <p>・孤立しがちだった高齢者と、子育て世代の交流の機会ができ、地域に住んでいる人の顔がわかるようになった。</p> <p>・クリーンアップイベントでの清掃や啓発によって、ごみのポイ捨てが減り、まちがきれいになった。</p>
<p>今後の活動計画や目標について教えてください(選考基準⑤※)</p>	<p>・〇〇中学校の生徒も参加して、〇〇会議を行い、どうすれば〇〇町がよくなるか話し合う会を始める予定。</p> <p>・〇〇小学校の児童と、一緒に街歩きを行い、まちを知るイベントを実施したい。</p> <p>・男性の参加を促進するために、〇〇会の立ち上げを検討している。</p>

※①地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動②熱意を持って主体的に取り組まれている活動③多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動④活動の独創性、地域資源(人、空間など)を生かした活動⑤継続性・発展性・波及効果が見られる活動が選考基準となります。

■活動の主体となる団体について

※活動を主体的に行っている団体が複数の場合には、事務局にご相談ください。

団体名	〇〇〇自治会まちづくり委員会	会員数	〇〇 人
団体の主な活動 (推薦・応募された活動のほかに、主たる活動がある場合は記載をお願いします)			
表彰履歴	つながりふれあい賞 (〇〇〇区役所)		
Web サイト URL (ソーシャルメディア (facebook、twitter、Instagram、Youtube 等) を含む)	***** (URL がない場合は空欄にしてください)		

■活動の区域について【位置図】

以下の活動又は団体についての情報や関連資料等がございましたら、ご提供ください。
なお、審査前ですので、当該団体への連絡は行わないようにお願いします。

活動名	
団体名	
活動概要 (応募はがき、WEB から転記)	

■活動や団体に関する情報

【記入の際の注意点】・上記内容を確認し、各区局で把握している情報を記載してください。
団体に関する資料やWEBサイトがあれば提供してください。

活動の動機・背景	
課題解決に向けて、積極 的に取り組んだこと (選考基準②※)	
活動する上で、工夫して いること (選考基準④※)	
地域住民や関連団体との 関わり (選考基準③※)	
活動による成果 (選考基準①※)	
今後の活動計画や目標 (選考基準⑤※)	
その他の情報(行政との 関わりなど)	
<u>WEBサイト等</u>	

※①地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動②熱意を持って主体的に取り組まれている活動③多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動④活動の独創性、地域資源（人、空間など）を生かした活動⑤継続性・発展性・波及効果が見られる活動が選考基準となります。

■事務局記入欄

--

第11回横浜・人・まち・デザイン賞「地域まちづくり部門」一次選考評価表

【〇〇委員】

をるグ つ場ル け合 ては、 くだ さい たり はが ↓△あ	No.	活動の名称	地 域 の 魅 力 向 上 や 、 課 題 を 見 出 し て 解 決 に つ き ま る 活 動	熱 意 を 持 つ て 主 体 的 に 取 組 ま れ て い る 活 動	多 様 な 地 域 住 民 に 開 か れ 参 加 ・ 参 画 し て い る 活 動	活 動 の 独 創 性 、 地 域 資 源 （ 人 、 空 間 な ど ） を 生 か し た 活 動	継 続 性 ・ 発 展 性 ・ 波 及 効 果 が 見 ら れ る 活 動	合 計 点
	0	【記入例】 ○○○○○○の活動	2	1	1	1	2	7
	1		1	0	0	1	2	4
	2		1	0	0	0	0	1
	3		1	2	2	1	2	8
	4	採点記入例	2	1	1	0	2	6
	5		1	1	1	1	1	5
	6		1	1	1	0	0	3
	7		1	1	1	0	1	4
	8		2	1	1	1	1	6
	9		1	2	2	2	1	8
	10		2	2	2	1	1	8
	11		2	2	1	1	1	7
	12		2	2	2	2	2	10
	13		2	2	1	2	2	9
	14		2	2	2	1	2	9
	15		2	2	2	2	2	10
	16		2	1	1	2	2	8
	17		2	1	1	1	1	6
	18		2	2	2	2	2	10
	19		2	1	0	2	1	6
	20		1	2	2	5	1	11
	21		1	2	0	2	0	5
	22		1	1	1	2	0	5
	23		1	2	0	2	1	6
	24		1	1	1	1	1	5
	25		1	1	2	1	2	7
	26		0	1	0	2	2	5
	27		0	1	2	2	1	6
	28		2	2	0	2	1	7
	29		2	1	2	2	1	8

※ 【3段階評価】 2点(特に推す)、1点(推す)、0点 で採点
 ※ 各委員の合計点数から、選考基準として平均点を出し、合計点で選考(ト凶
 参考)

活動名	(調査票転記)
団体名	(調査票転記)
活動の目標、理念	(調査票抜粋)
過去応募 (年度)	

■活動団体へのヒアリング項目

<p>活動の経過</p> <p>(1)きっかけ (2)苦勞したこと (3)問題をどうやって乗り越えたか (4)まちはどう変わったか</p> <p>(500文字程度)</p>	
<p>まちの宝(人、場所等)を教えてください。</p> <p>(250文字程度)</p>	
<p>活動のアピールポイントを教えてください。</p> <p>(250文字程度)</p>	

■写真または参考資料

(別紙)

■活動を支援した個人または団体について

地域まちづくり活動の支援を行った個人または団体を「支援賞」として表彰します。

※対象とならない個人または団体

- ・活動団体を構成する組織やメンバー ・行政機関（市役所、区役所など）
- ・資金提供者 ・イベントの協賛者や運営支援者（活動場所提供など）

活動を支援した個人 または団体の名称	支援された 期間	支援内容	支援を受けたことによる効 果

第11回横浜・人・まち・デザイン賞「地域まちづくり部門」二次選考評価表

順位	NO.	活動の名称	1回目投票					結果	2回目投票					結果
			○ 委員	○ 委員	○ 委員	○ 委員	○ 委員		○ 委員	○ 委員	○ 委員	○ 委員	○ 委員	
	1		○		○			2	○	○			○	3
	2		○	○	○	○		4	-	-	-	-	-	-
	3		○	○	○		○	4	-	-	-	-	-	-
	4	採点記入例	○		○			2	○		○	○	○	4
	5			○		○	○	3	-	-	-	-	-	-
	6						○	1	-	-	-	-	-	-
	7			○	○			○	3	-	-	-	-	-
	8						○		1	-	-	-	-	-
	9			○		○		2			○	○		2
	10					○	○	2		○				1
各委員の持ち票（上限5）			5	5	4	5	5		2	2	2	2	2	

※ 委員一人5票を限度に投票し、委員の過半数の得票(3人以上の支持)がある活動を表彰対象として選考

※ 2回目投票を行う場合、委員一人の持ち票数は「選考する団体数」と同じ(記入例は上限2)

募集・広報の方法について

(1) 記事掲載先

※ 下線：新規

広報内容	時期（予定）	備考
記者発表	令和5年4月下旬	<u>PR TIMES（配信サービス）</u>
横浜市ホームページ	令和5年5～6月	
広報よこはま「はま情報」	令和5年5月	
神奈川新聞「市民の広場」	令和5年5月上旬	
テレビ神奈川「ハマナビ」 ※お知らせコーナー	令和5年5月上旬	
雑誌等	令和5年5月上旬	タウンニュース
メールマガジン	令和5年5～6月	地域まちづくり課「ヨコハマ人・まち」、市民活動支援センターメールマガ、 <u>都市づくりパブリックデザインセンター</u>
関係団体等ホームページ	令和5年5～6月	<u>日経クロステック、横浜商工会議所等</u>
<u>Twitter、Facebook、Instagram等</u>	令和5年5～6月	<u>SNS等を広報・周知方法として積極的に活用する。</u>
<u>スマートニュース（アプリ）</u>	令和5年5～6月	

(2) 募集リーフレット・ポスター配布先

広報内容	時期（予定）	備考
区役所、行政サービスコーナー等	令和5年5月	
市内まちづくり活動団体	令和5年5月	地域まちづくり組織、まち普請整備団体等 <u>区役所等を窓口</u> に各種まちづくり団体への周知
市内建設関係の業界団体	令和5年5月	神奈川県建築士事務所協会、横浜市建築士事務所協会、神奈川県建築士会、横浜建設業協会、 <u>神奈川県建設業協会、神奈川ビルディング協会</u>
<u>市内大学</u> 市立中学校・小学校	令和5年5～6月	<u>大学29校（大学・都市パートナーシップ協議会 建築系学科がある場合は当学科へ送付）</u> 市立小335校・中学校144校
中間支援組織	令和5年5～6月	区民活動支援センター、社会福祉協議会、まちづくり支援団体、地域ケアプラザ、緑の協会等
まちづくりコーディネーター	令和5年5～6月	

<u>PR ボックス</u>	令和5年5～6月	<u>鉄道駅等に設置</u>
----------------	----------	----------------

(3) その他

広報内容	時期 (予定)	備考
区役所等にて広報パネル展示	令和5年5～6月	<u>区役所以外でもパネル展を開催する。また、市HP等でパネル展を広報・周知する。</u>
市庁舎低層部デジタルサイネージ	令和5年5～6月	第10回募集時より
<u>募集リーフレットに横浜・人・まち・デザイン賞HPへのQRコードを掲載</u>	令和5年5～6月	<u>過去の受賞景観を閲覧しやすくする。</u>
<u>同上HPを整理</u>		

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱

制 定 平成 19 年 10 月 30 日 都地ま第 1237 号（局長決裁）

（設置）

第 1 条 横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月 25 日横浜市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 15 条に規定する表彰について審議するため、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則（平成 17 年 9 月 15 日横浜市規則第 113 号。以下「規則」という。）第 23 条に基づき、横浜市地域まちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に表彰部会を置く。

（所掌事務）

第 2 条 表彰部会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 条例第 15 条に基づく表彰案件の選考に関する事。

(2) その他表彰の実施に必要な事項に関する事。

2 表彰部会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べる事ができる。

（表彰部会の組織）

第 3 条 表彰部会は、推進委員会の委員長が指名する委員及び市長が任命する専門委員 5 人以内をもって組織する。

（部会長及び職務代理者）

第 4 条 表彰部会に、部会長及び職務代理者 1 人を置く。

2 部会長は、表彰部会を代表し、会務を総理する。

3 職務代理者は、部会長の指名によって定める。

4 職務代理者は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（表彰部会の庶務）

第 5 条 表彰部会の庶務は、都市整備局地域まちづくり課において処理する。

（表彰部会の運営に関する委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、表彰部会の運営に関し必要な事項は、部会長が表彰部会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(目的)

第1条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）第17条及び横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第15条に基づき、横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「まちなみを構成する建築物等」や、「地域まちづくりの取組」を顕彰し、もってまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業（以下「顕彰事業」とする）を実施する。

(賞及び部門)

第2条 顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、地域まちづくり部門について実施する。

- (1) まちなみ景観部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね10年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであるものとする。
- (2) 地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まちづくりで、おおむね3年以上の取組実績のあるものとする。

(審査選考)

第3条 顕彰対象の審査選考については各部門において次の機関が行う。

- (1) まちなみ景観部門の審査選考は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が行う。
- (2) 地域まちづくり部門の審査選考は、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が行う。

(顕彰対象の決定)

第4条 顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会及び横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の選考に基づき、市長が決定する。

(表彰)

第5条 顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年1回行う。

(主催等)

第6条 本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行うことができる。

(国土交通大臣への推薦)

第7条 市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、国土交通大臣が行う「まちづくりアワード<功労部門>」の候補者として推薦することができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和60年10月22日から実施する。

この要綱は、平成11年10月25日から実施する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成20年 3月21日から実施する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

この要綱は、令和 4年 2月 7日から実施する。

横浜まちづくり顕彰事業実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱（平成24年4月1日改正。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の原則)

第2条 顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。

2 次にについては顕彰対象から除外する。

- (1) まちなみ景観部門については、過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの
- (2) 地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したものの
- (3) 法令、例規等に違反しているもの
- (4) その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

(選考基準)

第3条 まちなみ景観部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- (2) まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
- (3) 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- (4) 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- (5) 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの
- (6) その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

2 地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動
- (2) 熱意を持って主体的に取り組まれている活動
- (3) 多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動
- (4) 活動の独創性、地域資源（人、空間など）を生かした活動
- (5) 継続性・発展性・波及効果が見られる活動

(調査又は報告)

第4条 市長は審査選考のため必要があるときは、顕彰対象として応募又は推薦することができるもの状況を調査し、又はその関係者から報告を徴することができる。

(表彰対象)

第5条 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。

- (1) まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等
- (2) 横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体
- (3) その他顕彰対象に関連するもの

(表彰方法)

第6条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

(事務局)

第7条 表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、まちなみ景観部門においては都市整備局景観調整課、地域まちづくり部門においては同局地域まちづくり課に置く。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この細目は、平成11年10月25日から実施する。

この細目は、平成17年4月1日から実施する。

この細目は、平成20年3月21日から実施する。

この細目は、平成24年4月1日から実施する。

この細目は、平成25年4月1日から実施する。

この細目は、令和5年4月3日から実施する。